

平成 25 年度 財政援助団体等監査（２）監査結果措置状況

神戸市立青少年科学館指定管理者

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(2) 意見 共同事業体協定書における構成員の責任の割合について 科学館の指定管理者構成員間で締結している「神戸市立青少年科学館指定管理者共同事業体協定書」(以下「科学館共同事業体協定書」という。)は、「公の施設の指定管理者制度運用指針 運用マニュアル(様式集)共同事業体協定書のひな型」に準じて作成しているものの、第 12 条及び第 13 条で決算の結果利益もしくは欠損金を生じた場合には、第 9 条に規定する責任の割合により利益金を配当もしくは欠損金を負担する、第 9 条では構成員は、事業の履行に関し、当事業体に連帯して責任を負うとしており、責任の割合は明確になっていない。 本市所管局は、共同事業体の運用がより良いものとなるよう、今後共同事業体を指定管理者として選定する際は、責任の割合を明確にするよう指定管理者を指導されたい。	科学館共同事業体協定書第 12 条及び第 13 条において利益もしくは欠損金の負担割合について別途規定によることとし、その負担割合を確認した。 今後も共同事業体を指定管理者に選定する場合は、利益金及び欠損金の責任割合について、明確にするよう指導する。	措置済